

報告第 3 号

専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 11 月 22 日報告

白井市長 笠 井 喜 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和6年11月5日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

- 1 相手方 印西市在住の個人1人
- 2 事故の概要

令和6年9月17日午前8時25分頃、相手方所有の軽自動車が市道00-107号線を走行中、神々廻1832番13地先において、道路側溝のコンクリート蓋の上を通過した際に、当該コンクリート蓋が破損し、車両が全損となったもの。

- 3 損害賠償の額 金100,000円
- 4 和解の条件

市の過失割合を10割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として金100,000円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。